

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安
(各地域に適用されるタクシー運賃(普通車)の約8割の額)

中部運輸局

運賃適用地域	距離制運賃				時間制運賃
	初 乗 運 賃		加 算 運 賃		
名古屋地区	1.0 km	398 円	200 m	62 円	5 分 490 円
尾張・三河地区	1.0 km	448 円	200 m	63 円	5 分 513 円
静岡地区	1.0 km	452 円	200 m	53 円	5 分 487 円
伊豆地区	1.0 km	467 円	200 m	61 円	5 分 522 円
泉地区	現在計算中のため、確定次第公表する。				
岐阜地区	1.0 km	456 円	200 m	62 円	5 分 531 円
飛騨地区	1.0 km	450 円	200 m	69 円	5 分 547 円
三重地区	1.0 km	434 円	200 m	63 円	5 分 494 円
紀宝地区	1.0 km	377 円	200 m	52 円	5 分 289 円
福井地区	1.0 km	415 円	200 m	58 円	5 分 491 円

- 注.
1. 本表は、道路運送法(昭和26年法律第183号。)第78条第2号に定める自家用有償旅客運送における運送の対価について公表するものである。
 2. 本表の金額は目安であり、自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の上限を定めるものではない。地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、これを超える運送の対価を設定することも可能である。
 3. 運賃適用地域とは、「一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の自動認可運賃等について(平成21年9月30日付け中運局公示第81号)」に定めるタクシー運賃の適用地域である。
 4. 距離制運賃の初乗、加算の距離、時間制運賃の時間は、適宜等倍、等分して差し支えない。但し、距離及び時間の単位をタクシーよりも大きく設定する場合、同一旅客をタクシーが運送した場合の運賃を超えることがあるため留意すること。